消 費 税 増 税  $\mathcal{O}$ 実 施 中 止 を 求  $\emptyset$ る 意 見 書  $\mathcal{O}$ 提 出 に 関 す る 請 願

消

主

旨

消費税増税の実施を中止すること

理由

う た ば 費 不 わ 税 民 主 安 け 来 増 定 で 年 税 党 な は 兀 を 内 状 な 月 柱 閣 に 態 か لح 1 代 が L 5 L た 続 八 わ 1 景 %  $\neg$ 0 て て 気  $\mathcal{O}$ 社 消 会 自 11  $\mathcal{O}$ ま 費 保 民 動 党 す 税 障 向 0 لح 安 次 が 私 第 現 税 倍 た で 実  $\mathcal{O}$ 内 5 は  $\mathcal{O}$ \_\_ 閣 は Ł 体  $\mathcal{O}$ 政 改  $\mathcal{O}$ 登 ک 革 場 府 と \_ لح  $\mathcal{O}$ 自 な 増 身 ŋ 関 な 税 が ŋ ま 連 す を 見 法 ま 中 送 は し る た 止 L 引  $\mathcal{L}$ に か き が 追 と 継 L 12 が 1 民 ک 込 な n 自 む る  $\mathcal{O}$ 公 三  $\sum_{}$ カュ 増 لح 党 ŧ 税  $\mathcal{O}$ は 合 L は ま 意 可 ま ま n だ 能 な 推 に だ 決 ょ 1 移 と と ま す る 11 11 0 n 消

外 成 九 玉 長 七 長 期 家 は 年 続 に カン 12 11 5 わ な 7 た 0 る 11 兀 7 不 る 年 1  $\mathcal{O}$ 間 況 る に で が ど と 八 う  $\mathcal{O}$ 八 わ ک % 1 が ک ° う 国 だ 状 玉 況 事 け 内 カュ 態 が 総 を 働 生 は 深 産 見 < 刻 人 7 は 4 で  $\mathcal{O}$ 九 る す 所  $\bigcirc$ と、 得 % デ ま が フ 減 で 働 < V ŋ 下 脱 続 落 人 却 け  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 欧 所 た 得 経 米  $\otimes$ 済 諸 12 成 玉 雇 は 長 で 用 先 が ŧ 者 ず 低 止 報 11 ま 成 酬 5 0 長 は ば た な  $\lambda$ が 例 に 5 九

う

立

場

で

運

動

を

盛

ŋ

上

げ

て

11

き

た

1

と

考

え

7

11

ま

す。

働 < 人  $\mathcal{O}$ 所 得 を 増 Þ すことを 考 え な け れ ば な 5 な 1 時 期 に 年 間 で 給 料  $\mathcal{O}$ 力 月 分 は 吹 0

飛 Š ょ う な 消 費 税  $\mathcal{O}$ 増 税 を 実 行 す る な  $\lambda$ て Ł 0 て  $\mathcal{O}$ ほ か で す。

ろ に 社 会 負 保 担 を 障 求  $\mathcal{O}$ 拡  $\emptyset$ 充 と 玉 財 民 政  $\mathcal{O}$ 危 所 得 機 を  $\mathcal{O}$ 増 打 B 開 L  $\mathcal{O}$ 7 た 経  $\Diamond$ 済 に を は <u>\f</u> て 富 直 裕 す 層 Þ な 大 企 有 業 な 効 ど な 景 負 気 担 能 口 復 力 策  $\mathcal{O}$ を あ 急 る とこ 1 で

実行すべきだと考えます。

項 る  $\mathcal{O}$ と 熊 意 き 本 市 見 書 住 議 を 民 会 提 生 と 出 活 L L を て て ŧ 破 1 壊 た か 安 だ 5 倍 き 守 首 ま る 相 す لح ŧ ょ 景 11 う う 気 請 <u>\f</u>  $\mathcal{O}$ 願 場 動 L カゝ 向 ま ら、 、 次 す。 第 で 政 府 は な 消 5 費 税 び に 増 関 税 係 は 見 省 庁 送 に る と 対 L 言 明 請 L て 願 事 1

二〇一三年二月二十五日

紹介議員 益 田 牧 子

熊本市議会議長

津 田 征 士 郎

殿